

# 4月以降に受給する年金から

## 介護保険料

## 国民健康保険税

## 後期高齢者医療保険料

# の仮徴収(年金からの差し引き)が始まります

次に該当する方は、4月に平成24年度保険料(税)の仮徴収が始まります。

今回お送りする通知書に記載されている保険料(税)額は、平成23年度の状況を基に計算した仮の保険料(税)額です。確定保険料(税)額については7月に改めてお知らせします。

また、6月以降に新たに年金からの差し引きが始まる方については、年金受給前にお知らせします。

### 現在すでに年金からの差し引きになっている方は...

仮徴収額決定の通知書は送付しませんが、引き続き、仮徴収として、原則2月に差し引きされた額と同額を4月・6月・8月に支給される年金から差し引きします。

### 4月から新たに仮徴収が始まる方

#### ▶ 介護保険料 **65歳以上の方**

- ・昭和21年4月3日～10月2日生まれで、新たに年金からの差し引きの対象となった方  
→ 4月上旬に仮徴収額決定通知書をお送りします。

#### ▶ 国民健康保険税 **65歳以上75歳未満の方**

- ・世帯主が昭和21年4月3日～10月2日生まれで、新たに年金からの差し引きの対象世帯となった方  
→ 3月中に仮徴収額決定通知書をお送りしています。

#### ▶ 後期高齢者医療保険料 **原則75歳以上の方**

- ・平成23年6月1日～10月2日に後期高齢者医療制度に加入し、新たに年金からの差し引きの対象となった方  
→ 4月上旬に仮徴収額決定通知書をお送りします。

### 年金からの差し引きの対象となる方

条件	介護	国保	後期
差し引きの対象となる年金の額が年額18万円以上である	との両方に該当する方	～の全てに該当する方	～の全てに該当する方
差し引きの対象となる年金が借入れ等の担保になっていない			
国民健康保険税または後期高齢者医療保険料のどちらかと、介護保険料を足した額が、年金額の半分よりも少ない			
世帯主が国民健康保険の被保険者である			
世帯内の国民健康保険被保険者の方全員が、65歳以上75歳未満である			

### 年金からの差し引きが始まる時期

介護保険料・国民健康保険税	後期高齢者医療保険料 (後期高齢者医療制度に加入した日)	年金からの差し引きが始まる時期
昭和21年4月3日～10月2日生まれ	平成23年6月1日～10月2日	平成24年4月
昭和21年10月3日～12月2日生まれ	平成23年10月3日～12月2日	" 6月
昭和21年12月3日～昭和22年2月2日生まれ	平成23年12月3日～平成24年2月2日	" 8月

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、年金からの差し引きから「口座振替」による支払いに変更することができます。希望される方は、お手数ですが下記へお問い合わせください。介護保険料は、年金からの差し引きになった場合には、他の支払い方法に変更することはできませんので、ご了承ください。

問合せ

介護保険料.....本所長寿介護課保険料担当☎25 2111内線183

後期高齢者医療保険料...本所国保年金課国保医療係☎25 2111内線126・127

国民健康保険税.....本所課税課諸税係☎25 2111内線205・256または各地域庁舎税務担当へ

または  
各地域庁舎市民福祉課へ